

# 令和5年美郷町議会議事録

第2回 定例会 (第1号)

招集年月日	令和5年 6月 2日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和5年 6月 2日 午前 10時20分				
		議長 福島教次郎				
	散会	令和5年 6月 2日 午前 11時04分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員  出席 12名  欠席 0名  凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	箕根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 議員	8番	藤原修治	9番	山本幹雄
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	志村幸恵
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	石田圭司
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	行田綾子	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	美郷暮らし推進課長	安田茂樹	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 令和5年美郷町議会第2回定例会議事日程 (第1号)

令和5年6月2日(金) 午前10時00分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明 【条例案】 議案第40号 美郷町税条例の一部を改正する条例の制定について  【予算案】 議案第41号 令和5年度美郷町一般会計補正予算(第2号) 議案第42号 令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第43号 令和5年度美郷町簡易水道事業会計補正予算(第1号)  【一般事件案】 議案第44号 財産の取得について 議案第45号 美郷町道路線の変更について 議案第46号 美郷町道路線の変更について 議案第47号 美郷町農業委員会委員の任命について 議案第48号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第49号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第50号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第51号 美郷町農業委員会委員の任命について

議案第52号 美郷町農業委員会委員の任命について

(開会 午前 10時20分)

●**福島議長**

全員出席であります。

ただ今から、令和5年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、8番・藤原修治議員。9番・山本議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日2日から9日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日から9日までの8日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●**福島議長**

番外、町長。

●**嘉戸町長**

それではお許しをいただきましたので、4点ご報告をいたします。

初めに、美郷町子ども未来応援金の状況についてです。

令和5年度に応援金の対象となる町内中学校卒業生36人のうち、対象者の約7割の24人に応援金給付を決定いたしました。このうち大学には、4年制大学には15人、短大等には9人が進学をされています。子育て支援制度、今年度の支給額は、1000万円弱を見込み、第1回目の支給を終えています。多くの利用と感謝の声をいただいております。改めて、義務教育終了後の高等教育進学支援である応援金制度の必要性和意義を感じています。応援金申請時には、将来的な利用者による循環型支援の仕組みづくりという応援金の趣旨、ふるさと納税の周知を行っており、今後も支給の機会ごとに呼びかけていく予定です。今後も引き続き、生徒、保護者、高校等に応援金制度と、その趣旨の周知を進めてまいります。

次に、ポーランド・クロトシン市経済視察団の視察来町についてです。ポーランド・ヴィエルコポルスカ県・クロトシン市の経済視察団が、5月12日から13日にかけて来町され、美郷バレーの取り組みについて視察をされました。ヴィエルコポルスカ県は、ポーランド共和国の中西部に位置する人口336万人、ポーランドで3番目に大きい県であり、クロトシン市は、その南部に位置する人口4万1000人の自治体です。クロトシン市では、相撲が人気であり、隠岐の島の古典相撲を通じて、隠岐の島町と平成28年から友好都市提携をされて

おり、そのご紹介で、この度、来町されました。視察団は、「フランチシェク・マルシャウエク」クロトシン市長、「クシシュトフ・グラボフスキ」ヴィエルコポススカ県副知事をはじめ、ジビエや農業機械、肥料の生産、販売など、6つの企業経営者を含む10人と、隠岐の島町職員3人の計13人が来町されています。2日間、鳥獣害対策機器など、美郷バレー参画企業の視察や、麻布大学フィールドワークセンターの紹介や、講義の聴講、イノシシの捕獲や食肉加工、皮革製品製作の現場、みさと市の見学など、獣害の対策、活用について、熱心に視察と意見交換を行われました。「フランチシェク・マルシャウエク」クロトシン市長は、「美郷町は、私たちポーランド人を呼び込むほどの素晴らしい町づくりをされている」と話しておられ、また、仲介された隠岐の島町からは、視察団の皆様が、「大変勉強になり、大満足の視察になったと感謝しておられた」と報告をいただいています。美郷バレーの取組みは、農業者・就農希望者向けの大手サイトである「マイナビ農業」で、記事が連続で掲載をされ、BS朝日の「バトンタッチ」という番組で、6月3日18時30分から、特集放送もされます。また、昨年6月に放送されましたNHKスペシャルの過去放送サイトへのアクセスが大変今でも多いことから、通常1年間の掲載期間が延長される予定と聞いています。美郷バレーの視察は、新型コロナ5類移行により、大幅に増加をしており、このような新たな交流も生まれています。また、みさとと。ブランディングやサステナブルハウスなど、美郷バレー以外の美郷町の施策への視察も増えてきています。こうした交流などを通じ、来町者の増加や、滞在人口、活動人口の拡大につなげていきたいと思えます。

次に、美郷町とバリ島マス村との友好協定30周年記念事業のバリ島マス村訪問団についてです。1年を通じて、町民参画で取り組むバリ島マス村友好協定30周年事業の一つとして実施をいたしますインドネシアバリ島マス村への友好訪問は、8月17日から22日の間で計画をしています。先日締切りました中高生対象の募集では、19人の応募をいただきました。中高生が高い関心を持っていることを改めて感じています。カヌーがご縁で始まったバリ島マス村との交流の歴史を発展させ、将来につなげていくために、未来を担う中高生の参加は、大変意義深いものと考えています。参加をされる中高生には、事前に学習をしてもらい、美郷町とマス村との交流の歴史や、バリ島の文化、伝統芸能などを学び、主体的に訪問先や訪問テーマを決定してもらおう予定です。また、現地の中学生とオンライン交流も行い、訪問時の交流も計画をしています。現在、一般参加の募集も行っています。ぜひ、多くの方に御ご参加いただければと思います。なお、30周年記念事業につきましては、その意義を高く、ご評価いただき、在大阪インドネシア共和国総領事館、そして山陰中央新報社にも応援をいただいています。バリ島マス村との交流は、唯一無二のものであり、マスコミでも多く取上げられ、新聞でシリーズ企画や特集をされるなど、大きな注目を集めています。この記念事業を通じて、町民自身が異文化を理解し、バリの町をPRしていく機運の醸成を図り、今後の滞在人口、活動人口の拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

最後に、工事発注状況につきましては、3月上旬から5月中旬までの状況を

タブレットに配信しています。以上で報告を終わります。

#### ●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、議案の上程、説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案1件、予算案3件、一般事件案9件の計13件であります。

議案第40号から議案第52号までの13議案を一括上程いたします。

初めに、議案第40号の条例案について、提案理由の説明を求めます。

#### ●福島議長

住民課長。

#### ●志村住民課長

それでは、ただ今上程いただきました議案第40号、美郷町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この度の改正は、地方税法等の一部の改正に伴い、関係条例等の所要の改正を行うものでございます。それでは改正の内容につきまして説明させていただきますので、おそれ入りますが、お手元の新旧対照表をごらんください。1ページ、第34条の9、株の配当または譲渡所得割の控除についての規定です。こちらは、森林環境税の導入に伴う改正となります。森林環境税は、国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的により、個人住民税均等割の枠組みを用いて、令和6年度から、国税として1人年額1000円を市町村が賦課徴収することとなっています。それに伴い、株の配当または譲渡所得割の額から、控除出来なかった金額を、個人の県民税、町民税だけでなく、森林環境税にも充当できるように、文言を整理するものでございます。続いて、第36条の3の2については、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化に関する規定を新設するものでございます。こちらは、給与所得者の扶養親族等申告書に記載する内容が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、異動がない旨の記載に変えることができることとする規定でございます。続いて、2ページから8ページの第38条から第47条の6については、全て森林環境税の導入に伴う規定の文言の整理を行うものでございます。続いて、8ページ、第82条の原動機付自転車の種別割の税率についての規定です。こちらは、特定小型原動機付自転車いわゆる電動キックボードと呼ばれるものが、道路交通法及び道路運送車両の保安基準の一部改正に伴い、令和6年度課税分より、ミニカーの税率区分から原動機付自転車の税率区分に移行することによる文言の整理でございます。続いて、附則第15条の2第4項と、9ページの附則第16条の2第3項は、軽自動車税の環境性能割と、種別割の賦課徴収の特例の規定でございます。こちらは、自動車メーカーの不正行為に起因して、環境性能割及び種別割の納付不足が発生した場合、当該自動車メーカーが交付すべき環境性能割の額について、当該納付不足額に加算する割合を10%から35%、種別割については、10%から25%に変更するものでございます。以上で新旧対照表での説明を終わります。続きまして本文の改め文、4

ページの附則でございます。第 1 条、この条例は、令和 6 年 1 月から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとしてい  
ます。第 2 条で、町民税に関する経過措置。第 3 条では、軽自動車税に関する  
経過措置をそれぞれ規定しておりますが、個別の説明は省略させていただきます  
。以上、議案第 40 号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろ  
しくお願いいたします。

●**福島議長**

次に、議案第 41 号から議案第 43 号までの予算案 3 件について、順次、提案  
理由の説明を求めます。

●**福島議長**

番外、会計課長。

●**森原会計課長**

上程いただきました議案第 41 号、令和 5 年度美郷町一般会計補正予算第 2  
号について、ご説明を申し上げます。本補正は、主に、国の令和 4 年度予備費  
による、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力、ガス、食  
料品等、価格高騰重点支援交付金を活用した物価高騰対策に合わせ地域経済の  
活性化を図る事業、石見ワイナリーホテル美郷のレジオネラ属菌対策、人事異  
動に伴う昇格者等人件費の増を計上したものです。予算額は、歳入歳出それぞ  
れ 8568 万 2000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 81 億 2467 万 1000 円とす  
るものです。詳細につきましては、8 ページ以降の事項別明細書にて説明をさ  
せていただきますが、まず初めに、第 2 表、繰越明許費の補正について説明を  
いたします。5 ページをお開きください。款 8 土木費、項 2 道路橋梁費の道路  
維持事業除雪車購入ですが、発注に当たり納期を確認したところ、備品調達の  
関係から、年度内納期が困難となる可能性があるため、繰越しをお願いをする  
ものです。金額は、車両登録諸費用、自賠責保険料合わせた 1067 万 9000 円で  
す。それでは、主な補正額について、説明をいたします。まずは、歳入から説  
明をいたします。8 ページをお開きください。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助  
金、目 1 民生費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 125 万  
2000 円。これは、本年 10 月以降の生活保護基準の見直しに伴うシステム改修  
費に係る補助金です。補助率は 2 分の 1 となっております。目 5 総務費国庫補  
助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 5453 万 7000 円。こ  
れは、国から本町に提示されました電力、ガス、食料品等価格高騰重点支  
援交付金の推奨事業メニュー分の交付限度額 3567 万 7000 円と、低所得者世帯支  
援枠分の 1886 万円を合算したものです。続いて、款 15 県支出金、項 2 県補助  
金、目 4 農林水産事業費県補助金、農業復旧対策事業費補助金 70 万 5000 円。  
これは、1 月の積雪により被災したビニールハウスの復旧に係る県からの補助  
金です。次に、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金 2800  
万円。これは後ほど歳出のところで説明をいたしますが、国の示した限度額  
を超えて取り組む新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業に  
掲げる事業、人件費の増、その他、本補正で不足財源を補うための繰入れで  
す。目 19 観光



交流活性化基金繰入金 118 万 8000 円は、石見ワイナリーホテル美郷のレジオネラ属菌発生に伴う洗浄費用に係る経費について、同基金より繰入れを行うものです。それでは、人件費の増減を除き、主な歳出について説明をいたします。9 ページをごらんください。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 6 企画費、003 公共交通対策費補助金 58 万 5000 円。これは、燃油価格高騰の影響下で、住民生活を支えるタクシー、自家用有償運送、福祉有償運送事業者に対する支援で、令和 4 年度も実施をしており、その実績等を踏まえた事業費です。続いて、008 指定管理施設管理費 145 万 4000 円。これは、石見ワイナリーホテル美郷のレジオネラ属菌検出に伴う洗浄費用や、源泉槽の管理を行う上で必要なガス分析、ヒ素含有量の検査を行う費用です。このうち、レジオネラ属菌洗浄にかかる費用は、先ほど申しました基金 118 万 8000 円を特定財源としております。11 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、016 価格高騰重点支援給付金 2760 万円。これは、物価高騰の負担感が大きい、低所得者世帯への負担軽減を図ることを目的に、国のコロナ交付金低所得者世帯支援枠を活用し、住民税非課税世帯に対して、1 世帯当たり 3 万円の給付金を給付する事業です。先ほど申し上げました交付限度額を超える事業費となっておりますが、現在、算定をされております限度額は、令和 3 年度の住民税非課税世帯臨時特別給付金支給世帯数に 0.7 を乗じた値をもとに、概算で示されたもので、最終的に交付限度額が引上げられ、町の負担はなくなる見込みです。12 ページをお開きください。最下段の項 3 生活保護費、目 1 生活保護総務費 250 万 6000 円。これは先ほど申しました生活保護基準の見直しに伴うシステム改修にかかる費用です。国からの補助金 125 万 2000 円を、特定財源としております。13 ページをお開きください。中段、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、他会計繰出金 483 万 9000 円の減。これは人事異動に伴う簡易水道事業繰出金の減額です。次に、15 ページをお開きください。款 6 農林水産事業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、補助金 141 万円。これは、先ほど申しました 1 月積雪により被災したビニールハウス復旧に係る町の補助金です。県からの補助金を特定財源とし、一般財源は半分の 70 万 5000 円となっております。その下、目 4 畜産事業費、畜産振興費補助金、300 万円。これは、飼料価格高騰により、自助努力では対処しがたい厳しい経営状況となっていることから、経営の継続と改善に取り組む繁殖農家を緊急的に支援することを目的として、子牛を出荷するまでに掛かる経費上昇額のうち、一定割合を給付金として支給する事業です。16 ページをお開きください。款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工費、003 町民カード利活用事業 4763 万円。これは「みさとと。Pay」を活用したポイント付与キャンペーンを実施することで、町内消費者の消費意欲を刺激し、また、町外からも、消費者の呼び込みを図ることで、外貨獲得の機会を創出し、町内商工業の活性化を図ることを目的とし、昨年も実施をいたしました美郷丸ごと半額まつりを 8 月に、昨年より期間を拡大して行うものです。19 ページをお願いします。款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、92 万 2000 円の減。これは、財政調整基金の繰入額を 2800 万円とするための調整による減額です。別添の参考資料、令和 5 年度、新型コロナ交付金の事業計

画をお開きください。こちらに、今回の補正予算に計上しました3つの課の7事業について、2ページにわたり記載をしております。計画の内容についての説明は割愛をさせていただきますが、1ページ目に、黄色く表示をしております国から提示された配分予定額、限度額ですけれども、先ほど申しましたように、5453万7000円です。これに対しまして、取り組む事業の総額が7881万5000円です。限度額を超え一般財源を約2430万円投入し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を行うこととしております。以上で、議案第41号、令和5年度美郷町一般会計補正予算第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島議長**

住民課長。

●**志村住民課長**

議案第42号、令和5年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、説明をさせていただきます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ15万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8500万1000円とするものでございます。それでは6ページをお願いいたします。歳入です。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、補正額15万6000円を増額しております。こちらは職員給与費の見込み増による一般会計繰入金の増額でございます。続いて、7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費15万6000円の増額でございます。内訳としましては、一般管理費における職員手当及び共済組合負担金の増額でございます。以上で議案第42号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、建設課長。

●**永妻建設課長**

失礼いたします。議案第43号、令和5年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第1号について、ご説明いたします。今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費の補正となっております。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入、第1款水道事業収益の補正予定額を483万9000円減額し、補正後の額を2億3099万8000円としてございます。続いて、支出、第1款水道事業費用の補正予定額を483万9000円減額し、補正後の額を1億8789万4000円としております。補正の内容につきましては、補正予算に関する説明書で説明をさせていただきます。次に、第3条、議会の議決を経なければ充用することの出来ない経費の補正でございます。(1)職員給与の補正予定額を483万9000円減額し、予定額を1209万9000円としております。第4条、他会計からの補助金の補正です。こちらは、基準外繰入れの額になります。簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計に補助を受ける金額を483万9000円減額し、8056万6000円としております。次に、補正内容についてご説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございます。

収入、款1水道事業収益の補正内容です。項2営業外収益、目4他会計補助金483万9000円の減額の補正でございます。次に、支出でございます。款1水道事業費用の補正内容です。項1営業費用483万9000円の減額の補正です。こちらは、4月の人事異動に伴います職員の給料、手当など人件費の補正で、目1原水及び浄水費、目2配水及び給水費、目5総係費において、それぞれ人件費を案分して計上してございますので、それぞれの目に案分して減額の補正をしてございます。なお、この補正によりまして、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書をそれぞれ変更をしてございます。主な変更点について申し上げます。4ページをごらんください。予定キャッシュフロー計算書は、1、業務活動によるキャッシュフローの賞与引当金が38万4000円減額となり、資金期末残高が598万6000円となっております。5ページをお願いいたします。予定貸借対照表をでございます。負債の部、流動負債の賞与引当金が38万4000円減額となり、75万3000円となっております。7ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。2、営業費用、3、営業外収益の額がそれぞれ変更となっておりますが、当年度純利益の額の変更はございません。以上、議案第43号、令和5年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第1号について、ご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ●福島議長

次に、議案第44号から議案第52号までの一般事件案9件について、順次、提案理由の説明を求めます。

#### ●福島議長

番外、総務課長。

#### ●中原総務課長

失礼いたします。上程いただきました議案第44号の財産の取得について説明いたします。消防車両につきましては、消防団と協議し、計画的に更新をしております。この度取得しようとする財産は、美郷町消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車2台でございます。積載車の使用等につきましては、消防団と協議して決定をしており、この度はその協議により、同じ使用装備品の2台同時に調達することとしております。この度の2台の財産の取得金額は1447万6000円です。取得方法は指名競争入札により、5月30日に実施しております。指名業者入札参加業者は、ともに4社で、株式会社スエヒロ出雲営業所、株式会社出雲ポンプ、株式会社ヨシタニ、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店です。この入札により落札された株式会社クマヒラセキュリティ松江支店と契約し、取得しようとするものです。なお、仮契約につきましては、5月31日に締結しております。納期につきましては、車両の調達改造を考慮し、令和6年3月29日までとしておるところです。なおこの2台につきましては、比之宮分団の1班、村之郷と都賀分団の1班、都賀西への配備を予定しております。以上で、議案第44号の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

●**福島議長**

番外、建設課長。

●**永妻建設課長**

失礼いたします。議案第 45 号、美郷町道路線の変更について、ご説明をいたします。上程しました路線は、路線番号 256、路線名は栢谷クロマツ線で、農場内の町道を譲渡するための変更で、道路法第 8 条第 3 項において準用する同法 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。変更後の道路の起終点は、起点を美郷町栢谷 75 の 2 地先に、終点を美郷町栢谷 31 の 3 地先にするものでございます。参考資料で説明をさせていただきます。タブレット配信の 45 の 2 をごらんください。今回変更しますのは、終点の位置でございます。農場内を通る町道は現在、農場関係者であることから、防疫上の観点から、農場の運営事業者から財産の売払いの申請がありました。そのため終点を 530 メートル、起点側にある三叉路に変更するものでございます。なお、起点の位置の変更はございませんが、道路認定時において認定した地番と変更になっていますことから、今回、起点の地番についても変更をしております。以上で、議案第 45 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第 46 号、美郷町道路線の変更についてご説明をいたします。上程しました路線は、路線番号 128、路線名は滝原下線で、道路改良を行うための変更でございます。道路法第 8 条第 3 項において準用する同法 8 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。変更後の道路の起終点は、起点を美郷町滝原 158 の 15 地先、終点を美郷町滝原 165 の 4 地先にするものでございます。参考資料でご説明をさせていただきます。タブレットの 46 の 2 の資料をごらんください。今回変更しますのは、終点の位置で、終点を町道滝原線まで延伸するための変更でございます。なお、こちらの路線におきましても、起点の位置は変更ございませんが、道路認定時の地番から変更となっておりますので、今回、起点の地番についても変更をしております。以上で議案第 46 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●**福島議長**

番外、産業振興課長。

●**行田産業振興課長**

上程いただきました議案第 47 号から議案第 52 号についてご説明をいたします。議案第 47 号から議案第 52 号の美郷町農業委員会委員の任命の提案の理由及び内容でございますが、本年の 7 月 31 日に任期が満了します美郷町農業委員について、美郷町農業委員会等の関する法律により、本年 8 月 1 日からの新たな農業委員について選任しましたので、法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。農業委員会委員の募集につきましては、令和 5 年 3 月 13 日から 5 月 12 日までの間、実施をいたしました。その結果、6 名の定員に対し、6 名の推薦がございました。その後、5 月 19 日に候補者評

価委員会による評価を行い、美郷町長にその結果を報告し、結果のとおり決定が行われ、この度の議会において同意を求めるため、議案上程となりました。それでは、上程いただきました議案第 47 号から説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました山田昇氏は、住所、島根県邑智郡美郷町千原 415 番地 3、生年月日、昭和 26 年 6 月 2 日でございます。提案理由といたしましては、法律施行規則第 2 条第 1 項チの農業についての知識及び経験を有し、地域の指導的立場にあるものという条項に該当するとして、選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第 48 号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました山田裕志氏は、住所、島根県邑智郡美郷町別府 5 番地 3、生年月日、昭和 28 年 4 月 16 日でございます。提案理由は、法律施行規則第 2 条第 1 項チの農業についての知識及び経験を有し、地域の指導的立場にある者という条項に該当するとして、選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第 49 号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました新田晋太郎氏は、住所、島根県邑智郡美郷町都賀本郷 428 番地 16、生年月日、昭和 60 年 1 月 24 日でございます。提案理由といたしましては、法律施行規則第 2 条第 1 号ロの認定農業者の行う事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族という条項に該当するとして選任をいたしました。

続いて、上程いただきいただきました議案第 50 号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました烏田裕一氏は、住所、島根県邑智郡美郷町粕渕 357 番地 1、生年月日、昭和 57 年 3 月 16 日でございます。提案理由といたしましては、法律第 8 条第 5 項第 1 号の認定農業者である個人という条項に該当するとして選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第 51 号について説明をいたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました渡邊民雄氏は、住所、島根県邑智郡美郷町宮内 458 番地、生年月日、昭和 32 年 3 月 14 日でございます。提案理由は、法律第 8 条第 5 項第 2 号の認定農業者である法人の業務を執行する役員という条項に該当するとして、選任をいたしました。

続いて、上程いただきました議案第 52 号について説明いたします。美郷町農業委員会委員に選任いたしました大草美智江氏は、住所、島根県邑智郡美郷町石原 98 番地、生年月日、昭和 35 年 1 月 23 日でございます。提案理由は、法律第 8 条第 6 項の農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者という条項に該当するとして、選任をいたしました。なお、このたび選任した委員の任期でございますが、法律で定められている 3 年とし、本年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までといたします。また、委員と同じくして募集をいたしました農地利用最適化推進委員につきましては、法律第 17 条により、農業委員会が委嘱することとなり、新たな農業委員により、8 月 1 日以降に委嘱されることを申し添えさせていただきます。以上、議案第 47 号から議案第 52 号までの、本年 8 月 1 日からの新たな美郷町農業委員会委員の選任について、議会の同意を求めますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●福島議長

全議案の説明が終わりました。

なお、議案に対する質疑は、5日に日程をとりますので、よろしくお願ひいたします。以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は、5日月曜日定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

(散 会 午 前 11時04分)